

保護者様

横浜市立秋葉中学校  
校長 狩野 久幸

## 緊急災害時における「警報」発令時の安全確保について

### 《風水害等の警報発令時の登校について》

風水害等の警報発令時における生徒の安全確保について、次のとおりの対応と致しますので、ご承知おきくださいようお願い致します。

1. 横浜市内（神奈川県全域または神奈川県東部）に『暴風警報』『大雪警報』が発令の場合  
午前7時の段階で発令継続中の場合は、休業（休校）とします。
2. 『暴風警報・大雪警報を伴わないその他の警報』（大雨・洪水警報等）が発令の場合  
登校を原則としますが、ご家庭で河川・道路状況・今後の見通し等を総合的に判断し危険が予想される場合は、登校を見合わせてください。その際、欠席扱いとは致しません。授業の有無については、生徒の登校状況その他を総合的に判断し、決定します。
3. 登校後『暴風警報』『大雪警報』が発令された場合  
速やかに「授業時間繰り上げ」措置を講じ、下校させることがあります。安全確保のため、場合によっては生徒を校内に留め置くこともあります。
4. 『土砂災害警戒情報』の発表とともに、学区内に避難勧告が発令された場合  
午前7時の段階で避難勧告が発令継続中の場合は、臨時休校とします。

### 《横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合について》

- 1 原則として発生当日および翌日は休校とします。
- 2 登校後に発生した場合は直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りにくるまで生徒は学校に留め置きとします。
- 3 学校再開については、連絡網および正門の貼紙でお知らせします。

### 《「東海地震に関連する情報」について》

気象庁から発表される「東海地震に関連する情報」と内閣総理大臣からの「警戒宣言発令」につきましては、次のような対応と致しますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

#### 1. 観測情報

① 平常通り

#### 2. 注意情報 予知情報 警戒宣言発令時

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させます。ただし、児童生徒の障害に応じて、学校において直接保護者に引き渡すこともあります。
- ② 学校、地域、児童の実態に応じて、学校において保護者に引き渡します。
- ③ 留守家庭等の児童生徒については、学校で保護します。
- ④ 市外等遠隔地からの通学者については、学校で保護します。
- ⑤ 通学中、在宅中に注意情報（又は警戒宣言）が発せられた場合は、休校とします。  
なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じます。

### 《「特別警報」発表時の対応について》

気象警報等の種類を問わず、「特別警報」が発表された場合は、「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合と同様な措置とします。

このプリントは一年間保存してください。